

# 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

概要版

令和8年1月



安芸高田市



# 1. 基本的事項

## 1.1. 計画策定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第 1 項において、自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を作成することが謳われており、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に率先して取り組むことが求められています。

政府は、2020 年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。これを受け、2021 年 4 月には 2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46% 削減する目標を設定し、50%削減の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

さらに、2025 年 2 月に 2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを目指す中間目標を閣議決定し、現在目標達成に向けて施策を推進しています。

また、広島県においても、2021 年 3 月に、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言されました。その具体的な取り組みの道筋を示すものとして 2021 年 3 月に策定された「第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画」では、2030 年度の温室効果ガス排出量を 39.4%以上（2013 年度比）削減することが目標に掲げられ、カーボンニュートラルの実現に向け取り組みを推進しています。

本市では、これまで安芸高田市環境基本計画に沿って温室効果ガスの削減を実施してきました。本計画は、環境基本計画の推進に加え、国や広島県の温室効果ガス排出量削減の目標改定等社会情勢の変化を踏まえて、本市の温室効果ガス排出量のより一層の削減に向け、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として策定するものです。

## 1.2. 計画の目的

本計画は、市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化対策に取り組むための具体的な対策・施策を提示するものであり、脱炭素社会を目指すうえで、現在の危機的状況を打破するための行動を自ら率先して実行してもらうことを目的とします。

## 1.3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、安芸高田市の市内一円とします。

## 1.4. 計画の対象ガス

本計画の対象ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で対象とする7種類としますが、排出量推計や削減目標の設定に際しては、安芸高田市での排出が顕著な二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

## 1.5. 計画の期間

本計画の期間は、国の「地球温暖化対策計画」と連携して温室効果ガスの削減を目指すことを踏まえ、2026年度から2035年度までとします。

## 1.6. 計画の基準年度・目標年度

国の「地球温暖化対策計画」との整合を図り、本計画の基準年度を2013年度、現況年度を2022年度、目標年度を2030年度及び2035年度とします。

## 2. 温室効果ガス排出の現状

### 2.1. 温室効果ガス排出量の現況推計

#### 1) 温室効果ガス排出量の現況推計結果

推計結果によると、総排出量は2013年度以降、増減を繰り返しており、2022年度には、430千t-CO<sub>2</sub>となっています。

各部門・分野における排出量も概ね減少傾向であり、産業部門（特に製造業）における排出量が多くなっています。

表 1 2013年度～2022年度における二酸化炭素排出量の推移

部門・分野		二酸化炭素排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )									
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
産業部門	小計 (①)	356	342	336	355	382	414	428	360	382	289
	製造業	332	327	320	339	367	401	415	335	357	267
	建設・鉱業	2	2	2	2	2	2	1	1	2	2
	農林水産業	22	13	13	14	13	12	12	24	23	21
業務その他部門 (②)		58	53	51	45	44	43	41	37	40	36
家庭部門 (③)		57	54	50	48	48	47	38	40	39	42
運輸部門	小計 (④)	79	77	76	74	73	71	69	63	63	63
	自動車(旅客)	34	32	32	32	31	30	29	26	24	26
	自動車(貨物)	42	42	41	40	39	39	38	36	37	36
	鉄道	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
総排出量 (①～④)		550	525	512	522	547	575	577	500	523	430
2013年度比		-	5%減	7%減	5減	1%減	4%増	5%増	9%減	5%減	22%減
電力のCO <sub>2</sub> 排出係数 (中国電力(株))		0.717	0.709	0.697	0.694	0.677	0.636	0.585	0.521	0.521	0.544

※電力のCO<sub>2</sub>排出係数：一定の電力を発電する際の二酸化炭素排出量を示す指標です。電力会社や年度によって値が異なります。

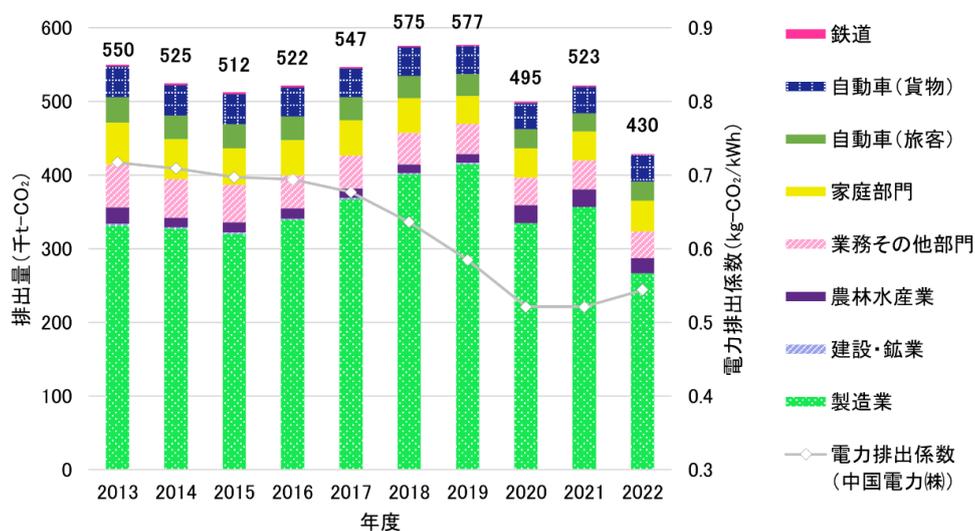


図 1 二酸化炭素排出量の推移 (2013年度～2022年度)

## 2) 基準年度及び現況年度における温室効果ガス排出量の比較

2013年度と2022年度の各部門・分野における二酸化炭素排出量をみると、全ての部門・分野において減少しています。

また、2022年度における総排出量のうち、産業部門が67.2%、運輸部門が14.7%を占めており、次いで家庭部門が9.7%、業務その他部門が8.4%となっています。2013年度の排出量構成を比較すると、産業部門の割合が大きくなり、業務その他部門、家庭部門の割合が小さくなっています。

表 2 2013年度及び2022年度における二酸化炭素排出量の比較

部門・分野		2013年度 (基準年度)		2022年度 (現況年度)		
		排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)	2013年度比
産業部門	小計 (①)	356	64.7	289	67.2	19%減
	製造業	332	60.3	267	62.0	20%減
	建設・鉱業	2	0.4	2	0.4	-
	農林水産業	22	4.1	21	4.8	7%減
業務その他部門 (②)		58	10.6	36	8.4	38%減
家庭部門 (③)		57	10.3	42	9.7	27%減
運輸部門	小計 (④)	79	14.4	63	14.7	20%減
	自動車(旅客)	34	6.2	26	5.9	26%減
	自動車(貨物)	42	7.7	36	8.4	14%減
	鉄道	2	0.4	2	0.4	-
廃棄物分野	一般廃棄物 (⑤)	-	-	-	-	-
<b>総排出量 (①～⑤)</b>		<b>550</b>	-	<b>430</b>	-	<b>22%減</b>

※排出量の2013年度比は、四捨五入前の値にて計算しています。

## 2.2. 温室効果ガス排出量の要因分析

### 1) 部門・分野別のエネルギー消費の特徴と増減の要因

部門・分野別のエネルギー消費の特徴と増減の主な要因は、下表のとおりです。

表 3 (1) エネルギー消費の特徴と増減の主な要因-1

部門	分野	2022 年度（現況年度）のエネルギー消費の特徴	主な増減要因
産業部門		<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2020 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 9%減</b>。 (排出量は 2013 年度比 19%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2013 年度比で全部門の全項目において減少。</li> <li>産業部門のエネルギー消費量のうち、製造業が 92%を占め、その影響が大きい。</li> </ul>
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2020 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 10%減</b>。 (排出量は 2013 年度比 20%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>活動量が 2013 年度比 37%増</b>。</li> <li>エネルギー消費量の減少は、事業所数の減少に伴う企業・設備の集約化や効率化によるものだと考えられる。</li> <li>製造品出荷額等が増加傾向であることから、<u>経済性の向上とエネルギー消費量削減の両立が今後の課題</u>といえる。 (排出量の減少は、上記に加え電力の CO<sub>2</sub>排出係数の減少にも起因すると考えられる。)</li> </ul>
	建設・鉱業	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2019 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 12%減</b>。 (排出量は 2013 年度比 22%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>活動量が 2013 年度比 22%減</b>。</li> <li>エネルギー消費量の減少は、活動量（従業者数）の減少や従業者 1 人あたりのエネルギー消費量の減少による影響が大きいと考えられる。</li> <li>従業者数が減少傾向であることから、<u>経済性の向上とエネルギー消費量削減の両立が今後の課題</u>といえる。 (排出量の減少は、上記に加え電力の CO<sub>2</sub>排出係数の減少にも起因すると考えられる。)</li> </ul>
	農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2020 年度以降、増加傾向にあり、<b>2013 年度比 3%減</b>。 (排出量は 2013 年度比 7%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>活動量が 2013 年度比 61%増</b>。</li> <li>エネルギー消費量の増加は、<u>活動量（従業者数）の増加や従業者 1 人あたりのエネルギー消費量の増加による影響が大きい</u>と考えられる。</li> <li>従業者は増加傾向であることから、<u>省エネ技術の導入等によるエネルギー消費量の削減が今後の課題</u>といえる。</li> </ul>

表 3 (2) エネルギー消費の特徴と増減の主な要因-2

部門	分野	2022 年度（現況年度）のエネルギー消費の特徴	主な増減要因
業務その他部門		<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2014 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 25%減</b>。</li> <li>(排出量は 2013 年度比 38%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動量は <b>2013 年度比 7%減</b>。</li> <li>エネルギー消費量の減少は、<u>省エネ・再エネ機器の導入</u>や省エネ活動の普及による効果が寄与していると考えられる。</li> <li>今後さらなる省エネ機器の導入や省エネ活動の普及等の対策実施が望まれる。</li> <li>(排出量の減少は、上記に加え電力の CO<sub>2</sub>排出係数の減少にも起因すると考えられる。)</li> </ul>
家庭部門		<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2014 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 11%減</b></li> <li>(排出量は 2013 年度比 27%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動量は <b>2013 年度比 2%減</b>。</li> <li>エネルギー消費量の減少は、<u>省エネ・再エネ機器の導入支援</u>や省エネ活動の普及による効果が寄与していると考えられる。</li> <li>今後もさらなる省エネ機器の導入支援や省エネ活動の普及等の対策実施が望まれる。</li> <li>(排出量の減少は、上記に加え電力の CO<sub>2</sub>排出係数の減少にも起因すると考えられる。)</li> </ul>
運輸部門		<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2014 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 21%減</b></li> <li>(排出量は 2013 年度比 19%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は全ての項目で減少傾向。</li> <li>運輸部門のエネルギー消費量のうち、自動車（旅客）が 53%を占めている。</li> </ul>
	自動車（旅客）	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2014 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 14%減</b></li> <li>(排出量は 2013 年度比 26%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動量は <b>2013 年度比 5%減</b>。</li> <li>エネルギー消費量が減少していることから、<u>自動車の燃費向上</u>や、国による次世代自動車の導入支援等による効果が寄与していると考えられる。</li> <li>今後も燃費向上やさらなる次世代自動車の導入等の対策実施が望まれる。</li> </ul>
	自動車（貨物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2014 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 27%減</b></li> <li>(排出量は 2013 年度比 14%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動量は <b>2013 年度比 6%減</b>。</li> <li>エネルギー消費量の減少は、活動量（自動車保有台数）の減少による影響が大きいと考えられる。</li> <li><u>低燃費車</u>や次世代自動車の導入や<u>エコドライブの推進</u>などによるエネルギー消費量の削減が今後の課題といえる。</li> </ul>
	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費量は、2014 年度以降、減少傾向にあり、<b>2013 年度比 20%減</b></li> <li>(排出量は 2013 年度比 19%減)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動量は <b>2013 年度比 13%減</b>。</li> <li>エネルギー消費量の減少は、活動量（人口）の減少による影響が大きいと考えられる。</li> </ul>

### 3. 温室効果ガス排出量の削減目標

#### 3.1. 目指す将来像

次世代のために、よりよい“安芸高田市”を残していくためには、地球温暖化への対応を推進していくことが喫緊の問題となっています。よって、目指す将来像を以下のとおり設定し、安芸高田市全体の地球温暖化防止の機運を高め、本計画を推進することとします。

<目指す将来像>

**脱炭素社会の実現により「人」と  
「豊かな自然」がつながるまち 安芸高田**

目指す将来像の実現に向けて、以下の基本方針に基づき本計画を推進します。

**【基本方針①】 省エネルギー推進による脱炭素社会を目指したまちづくり**

**【基本方針②】 脱炭素に向けた普及啓発の促進と人材育成**

**【基本方針③】 災害に強いエネルギーの利用による脱炭素化・強靱化の推進**

#### 3.2. 温室効果ガス排出量の将来推計

将来推計は、2022 年度以降対策・施策を実施しない現状趨勢ケースと 2022 年度以降対策・施策を実施する取組実施ケース、再生可能エネルギーを導入した再エネ導入ケースの 3 ケースについて、2030 年度、2035 年度の排出量を算出しました。算出結果は下表のとおりです。

表 4 2030 年度、2035 年度における二酸化炭素排出量

部門・分野	年度	二酸化炭素排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )							
		2013 年度	2022 年度	2030年度			2035年度		
				現状 趨勢	取組み 実施	再エネ 導入	現状 趨勢	取組み 実施	再エネ 導入
産業部門小計 (①)	356	289	313	250.7	250.7	328	203.4	203.4	
製造業	332	267	287	227.3	227.3	300	180.5	180.5	
建設・鉱業	2	2	2	2.0	2.0	2	2.0	2.0	
農林水産業	22	21	24	21.4	21.4	26	20.9	20.9	
業務その他部門 (②)	58	36	36	29.3	29.3	36	22.5	22.5	
家庭部門 (③)	57	42	42	28.5	28.5	41	27.5	27.5	
運輸部門小計 (④)	79	63	59	55.9	55.9	57	50.7	50.7	
自動車(旅客)	34	26	25	23.6	23.6	24	21.2	21.2	
自動車(貨物)	42	36	33	31.3	31.3	32	28.5	28.5	
鉄道	2	2	1	1.0	1.0	1	1.0	1.0	
廃棄物分野(一般廃棄物) (⑤)									
吸収源対策(削減量)	—	—	—	-50	-50	—	-50	-50	
再エネ導入見込量	—	—	—	—	-18	—	—	-36	
<b>総排出量 (①~⑤)</b>	<b>550</b>	<b>430</b>	<b>450</b>	<b>314</b>	<b>296</b>	<b>462</b>	<b>254</b>	<b>218</b>	
2013 年度比	—	-22%	-18%	-43%	-46%	-16%	-54%	-60%	

注 1) 産業部門 業種横断における削減量は、各分野への按分が不可能なため、表中では製造業の排出量から削減しています。  
注 2) 再エネ導入見込み量は安芸高田市のポテンシャルにおいて、2030 年度太陽光発電導入率 20.0%、2035 年度太陽光発電導入率 33.3%として試算しています。

### 3.3. 温室効果ガスの排出量の削減目標

#### 1) 削減目標の考え方

本計画において、本市の主体的な取り組みと県や国などとの積極的な連携を推進することを前提に、2030年度、2035年度の削減目標を国や県の目標と同水準に設定します。

この目標は、本市の現状では高い目標であり、達成は容易ではありませんが、本市が有する豊かな自然環境を次世代へ引き継ぎ、持続可能な社会を構築し、継続的な地域の発展を支えていくためにも、国や県と足並みを合わせた高い目標を掲げるものとします。

#### 2) 削減目標の設定

本市の削減目標は、前述のとおり二酸化炭素を対象とするものとし、2030年度、2035年度における国や県の削減目標、本市の削減可能量を踏まえ、以下のとおり設定します。

表 5 温室効果ガス排出量の削減目標

	二酸化炭素排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )						
	2013年度	2030年度			2035年度		
		現状趨勢	削減目標	削減量	現状趨勢	削減目標	削減量
総排出量	550	450	296	154	462	218	244
2013年度比	—	18%減	46%減	28%削減	16%減	60%減	44%削減

※現況における森林吸収量は考慮していません。

#### <安芸高田市の削減目標>

2030年度における二酸化炭素排出量を **46%削減**(2013年度比)

2035年度における二酸化炭素排出量を **60%削減**(2013年度比)

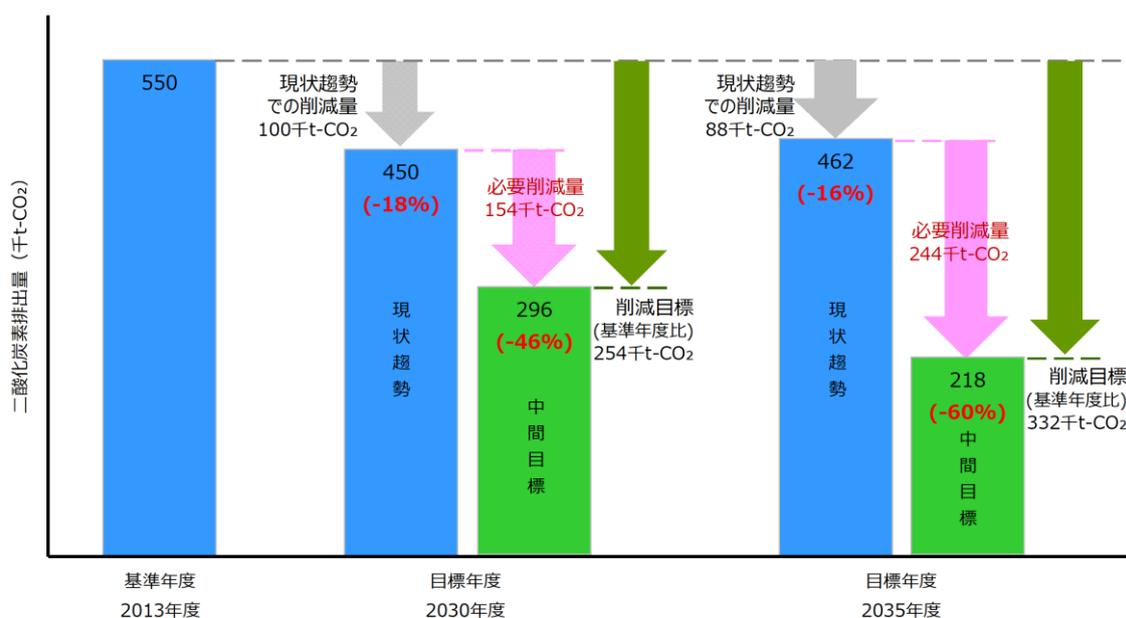


図 2 削減目標へのシナリオ

## 4. 目標達成に向けた取組

### 4.1. 施策体系

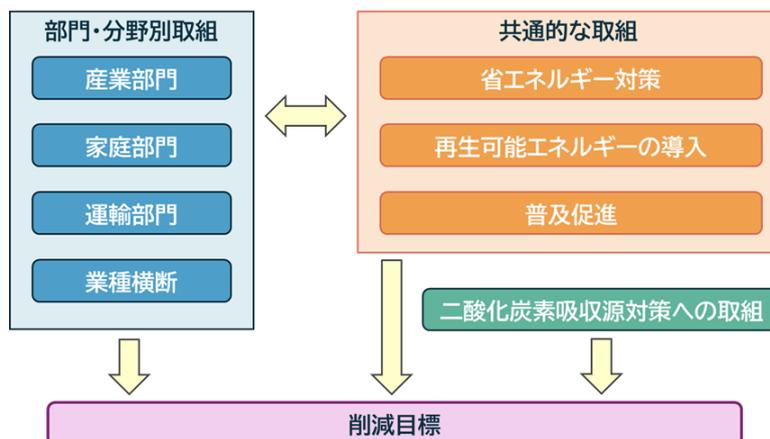


図 3 施策体系

### 4.2. 具体的な取り組み

施策体系に基づく、具体的な取り組みは、国及び県の施策との連携・協働を基本としながら、施策の取り組み状況や課題、本市の特性等を踏まえて推進していきます。

表 6(1) 部門・分野別の具体的な取り組み(1)

部門・分野	具体的な取り組み
産業部門 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率空調の導入</li> <li>・産業ヒートポンプの導入</li> <li>・産業用照明の導入</li> <li>・低炭素工業炉の導入</li> <li>・産業用モーター・インバータの導入</li> <li>・高性能ボイラーの導入</li> <li>・コージェネレーションの導入</li> </ul>
産業部門 (農林水産業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸における省エネルギー設備等の導入</li> <li>・省エネルギー農機の導入</li> </ul>
産業部門 (業務その他の部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の省エネルギー化(新築)</li> <li>・建築物の省エネルギー化(改修)</li> <li>・業務用給湯器の導入</li> <li>・高効率照明の導入</li> <li>・冷媒管理技術の導入</li> <li>・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上</li> <li>・BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>・下水道事業における省エネルギー・創エネルギー対策の推進等</li> <li>・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進</li> <li>・一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入</li> <li>・産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入</li> <li>・廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進</li> <li>・EVごみ収集車の導入</li> </ul>
家庭部門(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の省エネルギー化(新築)</li> <li>・住宅の省エネルギー化(改修)</li> <li>・高効率給湯器の導入</li> <li>・高効率照明の導入</li> <li>・高効率な省エネルギー機器の普及(家庭部門)(浄化槽の省エネルギー化)</li> </ul>

表 6(2) 部門・分野別の具体的な取り組み(2)

部門・分野	具体的な取り組み
家庭部門(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上</li> <li>・HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>・次世代自動車の普及、燃費改善</li> <li>・クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進</li> <li>・家庭エコ診断</li> <li>・エコドライブ</li> <li>・カーシェアリング</li> <li>・家庭における食品ロスの削減</li> </ul>
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化</li> <li>・公共交通機関及び自転車の利用促進（公共交通機関の利用促進）（担当府省庁：国土交通省）</li> <li>・LED 道路照明の整備促進</li> <li>・自転車の利用促進</li> <li>・鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進</li> <li>・物流施設の脱炭素化の推進</li> </ul>
業種横断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー電気の利用拡大</li> <li>・再生可能エネルギー熱の利用拡大</li> <li>・バイオマスプラスチック類の普及</li> <li>・廃プラスチックのリサイクルの促進</li> <li>・廃油のリサイクルの促進</li> <li>・HFCs 製造量・輸入量の削減、冷媒の転換</li> <li>・製品使用時の HFCs 漏えい量の削減</li> <li>・製品廃棄時の HFCs 放出量の削減</li> <li>・【健全な森林の整備】</li> <li>国、地方公共団体等：森林・林業基本計画の目標達成に向けて必要な森林整備を推進</li> <li>地方公共団体、林業関係者、NPO等：管理不十分な森林の整備を着実かつ効率的に実施</li> <li>・【保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進】</li> <li>国、地方公共団体等：治山施設の整備や保安林の保全対策の適切な実施等</li> <li>・【効率的かつ安定的な林業経営の育成】</li> <li>国、地方公共団体、林業関係者等：林業の持続的かつ健全な発展を図るため必要な対策を推進</li> <li>・【国民参加の森林づくり等の推進】</li> <li>国、地方公共団体、事業者、NPO等：普及啓発、森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進</li> <li>・J-クレジット制度の活性化</li> <li>・国の率先的取り組み</li> <li>・地方公共団体の率先的取り組みと国による促進</li> <li>・地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取り組みの推進</li> </ul>

### 4.3. 地域脱炭素化促進事業に関する検討

#### 1) 地域脱炭素化促進事業について

地域脱炭素化促進事業は、国が主導する地方創生と脱炭素化の両立を目指す重要な施策です。地方自治体を中心となり、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を進めることで、温室効果ガス削減に貢献しつつ、地域経済の活性化や防災力の向上といった多様な地域課題の解決を図ります。環境省が推進する「脱炭素先行地域」の選定や、その取り組みを支援する「地域脱炭素推進交付金」が、この事業の具体的な柱となっています。

本市においても、今回策定した実行計画に基づき、脱炭素先行地域の選定申請並びに、その取り組みを支援する脱炭素推進交付金の活用を検討し、脱炭素化に取り組みます。

## 2) 地域脱炭素化促進事業に関する今後の実施方針

「脱炭素先行地域」とは、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域特性に応じた温室効果ガス排出削減に意欲的に取り組む地域として、環境省が選定した地域のことです。具体的には、2030年度までに民生部門（家庭・業務）の電力消費によるCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにすることを目指します。

表 7 脱炭素先行地域の概要

	概要
目的	<p><b>【先進的なモデルの創出】</b> 各地域の取り組みを通じて、他の地域でも応用可能なモデルケースを生み出します。これを「脱炭素ドミノ」と呼び、全国的な脱炭素化を促します。</p> <p><b>【地域課題の解決】</b> 再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の向上を通じて、地域資源を活用した自立・分散型のエネルギーシステムを構築し、地域の経済循環を促進します。</p> <p><b>【地域活性化】</b> 計画的な設備投資と雇用創出により、地域の魅力向上と暮らしの質の向上を目指します。</p>
特徴と主な取り組み	<p><b>【再生可能エネルギーの地産地消】</b> 地域内で発電した再生可能電力を地域内で消費する仕組みを構築します。</p> <p><b>【公共施設への再生可能エネルギー導入】</b> 市役所や学校、病院などの公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーを利用します。</p> <p><b>【民間施設への普及促進】</b> 住宅や事業所への太陽光発電導入を促進するため、補助金制度の整備やコンサルティングを行います。</p> <p><b>【EV（電気自動車）の普及】</b> 公用車にEVを導入するほか、充電インフラを整備し、EV利用の拡大を図ります。</p> <p><b>【省エネルギー化の推進】</b> 住宅や建築物の断熱化を促進するなど、エネルギー消費そのものを削減する取り組みを進めます。</p> <p><b>【地域の合意形成】</b> 再生可能エネルギー導入にあたり、住民や事業者との協議を通じて、地域の特性に応じた円滑な合意形成を図ります。</p>
支援制度	<p><b>【財政支援】</b> 「地域脱炭素推進交付金」により、設備の導入などにかかる費用を重点的に支援します。</p> <p><b>【技術的支援】</b> 計画策定や事業実施に関する専門的な知見を提供し、技術的なハードルを乗り越える手助けをします。</p> <p><b>【情報提供】</b> 脱炭素化に向けたロードマップの策定支援や、他の地域の成功事例の共有などを行います。</p>

### 3) 地域脱炭素推進交付金

「地域脱炭素推進交付金」は、環境省が所管する、地方自治体による脱炭素の取り組みを支援するための交付金制度です。2050年のカーボンニュートラル達成と、2030年の脱炭素目標に向けて、地域の特性や資源を活かした取り組みを加速させることを目的としています。

表 8 地域脱炭素推進交付金の概要

	概要
制度の概要	<p><b>【創設】</b> 2022年度（令和4年度）に創設されました。</p> <p><b>【目的】</b> 地域の課題解決と活性化、地方創生に貢献しながら脱炭素化を進めることを目指しています。</p> <p><b>【特徴】</b> 単年度の補助金ではなく、複数年にわたる柔軟な事業実施を可能にする総合的な交付金です。</p> <p><b>【対象】</b> 地方自治体を中心となり、民間事業者や住民と連携して行う事業が対象となります。国から交付金を受け取った地方自治体が、事業主体に間接的に補助を行う仕組みです。</p>
主な事業メニュー	<p><b>脱炭素先行地域づくり事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにすることを旨とし、国が選定した「脱炭素先行地域」での集中的な脱炭素化事業を支援します。</li> <li>・再生可能エネルギー設備や、蓄電池などの基盤インフラの導入費用が対象となります。</li> </ul> <p><b>重点対策加速化事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国各地で取り組むことが望ましい、脱炭素の基盤となる対策を複合的に実施する事業です。</li> <li>・再生可能エネルギーや省エネルギー、蓄エネルギーといった脱炭素製品・技術の需要を創出し、投資を拡大させます。</li> </ul> <p><b>GXを活用した特定地域脱炭素移行加速化交付金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間裨益型自営線マイクログリッド等事業：再エネ利用を最大化するための自営線マイクログリッド事業などを支援します。</li> <li>・民間裨益型地域再エネ活用エリアマネジメント事業：2024年度（令和6年度）から追加された事業で、民間事業者が主体となって地域での再エネ活用を進める取り組みを支援します。</li> </ul> <p><b>高度化・展開促進事業（地域イノベーションモデル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2026年度以降に新技術を地域に導入するモデルを構築するなど、地域脱炭素のさらなる拡大・進化を目的とした新規事業です。</li> <li>・地方公共団体の主導のもと、高度なエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入などを支援します。</li> </ul>

#### 4.4. 削減目標達成、脱炭素に向けたロードマップ

削減目標の達成、将来の脱炭素に向けたロードマップを以下に示します。  
本ロードマップにおける目標、取り組みは以下のとおりとしています。

表 9 削減目標、対策の概要

概要	
削減目標	<p><b>【中間目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2030 年度：46%（2013 年度比）削減。</li> <li>・2035 年度：60%（2013 年度比）削減。</li> <li>・2040 年度：73%（2013 年度比）削減を目指す。</li> </ul> <p>※2040 年度目標値は、実行計画見直し時に、国・県の動向を踏まえ設定。</p> <p><b>【将来目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2050 年度：100%（2013 年度比）削減。</li> </ul>
対策・施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5.3.に示した取り組みを実施。</li> <li>・脱炭素先行地域の選定等市民の意識を醸成する施策を実施。</li> <li>・本市に適用可能な先進的な取り組みを推進。</li> </ul>

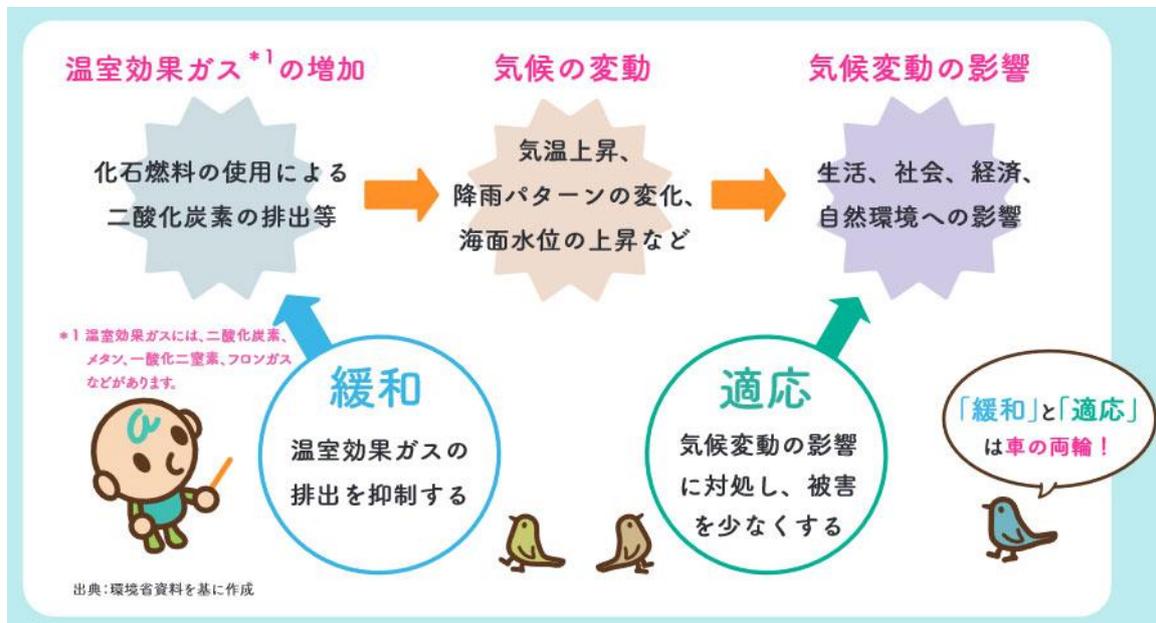


図 4 脱炭素に向けたロードマップ

## 5. 気候変動における適応策

### 5.1. 適応策の必要性

#### 1) 「緩和」と「適応」



出典：気候変動への「適応」（気候変動適応情報プラットフォーム）

図 5 気候変動の影響への緩和と適応の関係

#### 2) 適応策の必要性

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第 6 次評価報告書」によると、今世紀末までに世界平均気温は 1.0～5.7℃上昇する（1850～1990 年平均気温を基準）と予測されています。

また、2020 年 12 月に公表された「気候変動影響評価報告書」（環境省）によると、今世紀末の全国平均気温は、厳しい温暖化対策をとった場合でも 1.4℃、温室効果ガスの排出量が非常に多い場合には 4.5℃上昇すると予測されています。

気候変動によるとみられる事象は、多数報告されており、国内においては、農作物への影響や、短時間豪雨などの異常気象や災害の増加、熱中症患者の増加、生態系への影響などが既に発生しつつあります。将来の気候変動影響の変化も考慮し、適応策を効果的かつ効率的に実施することが重要となります。

## 5.2. 安芸高田市における適応策

気候変動の影響は、様々な分野にわたり、かつ十分な知見が蓄積されていないため、各課が将来予測や影響調査などを適切に実施し、必要に応じて各課連携を行いながら、適応策の検討・実施を進めていくこととします。また、影響や適応策について、市民へわかりやすく周知していきます。

表 10 今後必要と考えられる適応策（実施例）

分野	影響	適応策（実施例） ◆：既に取り組んでいる ★今後取り組んでいく
自然災害 沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間大雨の増加に起因する雨水排水施設の能力超過等による浸水</li> <li>・短時間大雨の増加に起因する河川の氾濫・土砂災害のリスクの上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の「ハザードマップ」の作成</li> <li>◆自主防災組織の結成・活動支援</li> <li>◆市公式 SNS による災害情報の発信</li> <li>★降雨量・水位観測情報の市民への周知</li> <li>★的確な避難体制の構築・支援、県や近隣市町村との連携強化 など</li> </ul>
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症リスクの上昇と救急搬送者数、死亡者数の増加</li> <li>・感染症を媒介する蚊等の分布可能域の変化による感染リスクの上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆熱中症対策に関する情報発信</li> <li>◆市内の公共施設を暑熱避難施設として指定（「熱中症特別警戒アラート」発表時）</li> <li>★感染症に関する調査監視や情報発信 など</li> </ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温上昇による農作物の品質低下や収穫量低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★高温等の影響を回避・軽減するための適応技術や高温耐性品種等の育種・普及</li> <li>★適応策に関する情報共有等を行うためのネットワーク体制の確保 など</li> </ul>
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種の繁殖による生態系への影響</li> <li>・ニホンジカやイノシシの生息域の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特定外来生物捕獲に関する要綱の作成や、講習会の開催</li> <li>◆鳥獣被害防止計画の策定</li> <li>★ニホンジカやイノシシの生息状況モニタリングや個体数管理の推進 など</li> </ul>

### 【気候変動適応法案の閣議決定】

2018年2月20日に「気候変動適応法案」が閣議決定され、「適応策」が法的に位置付けられることとなりました。これにより、国、地方公共団体、事業者及び国民が一丸となって適応策を総合的に推進していくこととなります。

## 6. 計画の推進体制及び進捗管理

### 6.1. 計画の推進体制

#### 1) 各主体の役割

##### (1) 行政（安芸高田市）の役割

行政は、地球温暖化防止に向けた各取り組みを計画的に推進していくための主導的な役割を担います。市民や事業者に対して、地球温暖化対策の普及啓発や情報提供に努め、効果的な地球温暖化対策を総合的に推進します。

また、温室効果ガスを排出する一事業者であることを認識し、率先的に地球温暖化対策に取り組みます。

##### (2) 市民の役割

温室効果ガスの排出は、市民一人ひとりの行動に大きく左右されることを理解し、低炭素なライフスタイルへの転換、省エネ活動や講習会等への積極的な参加に努めます。

また、本市が賛同している地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を実践し、省エネルギー製品の購入・利用、低炭素な行動に努めるなど、日常生活の中で様々な「賢い選択」に取り組めます。

##### (3) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が地球温暖化に与える影響を正しく認識して、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用、低炭素な建物や設備への見直しなど、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組み、社会的責任を果たします。

また、これらの省エネ活動等に丸ごと取り組むために、従業員に対する環境教育・研修などの実施に努めます。

## 2) 推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市内で活動するあらゆる分野の人々が連携して、それぞれの取り組みを実行していく必要があります。

そのため、安芸高田市では地球温暖化対策実行計画を策定するにあたって組織した「地球温暖化対策実行計画庁内推進委員会」を中心に、国・県・他自治体や、第三者組織と連携を図りながら、定期的な進捗点検、見直し等を行い、計画を総合的・機能的に推進します。

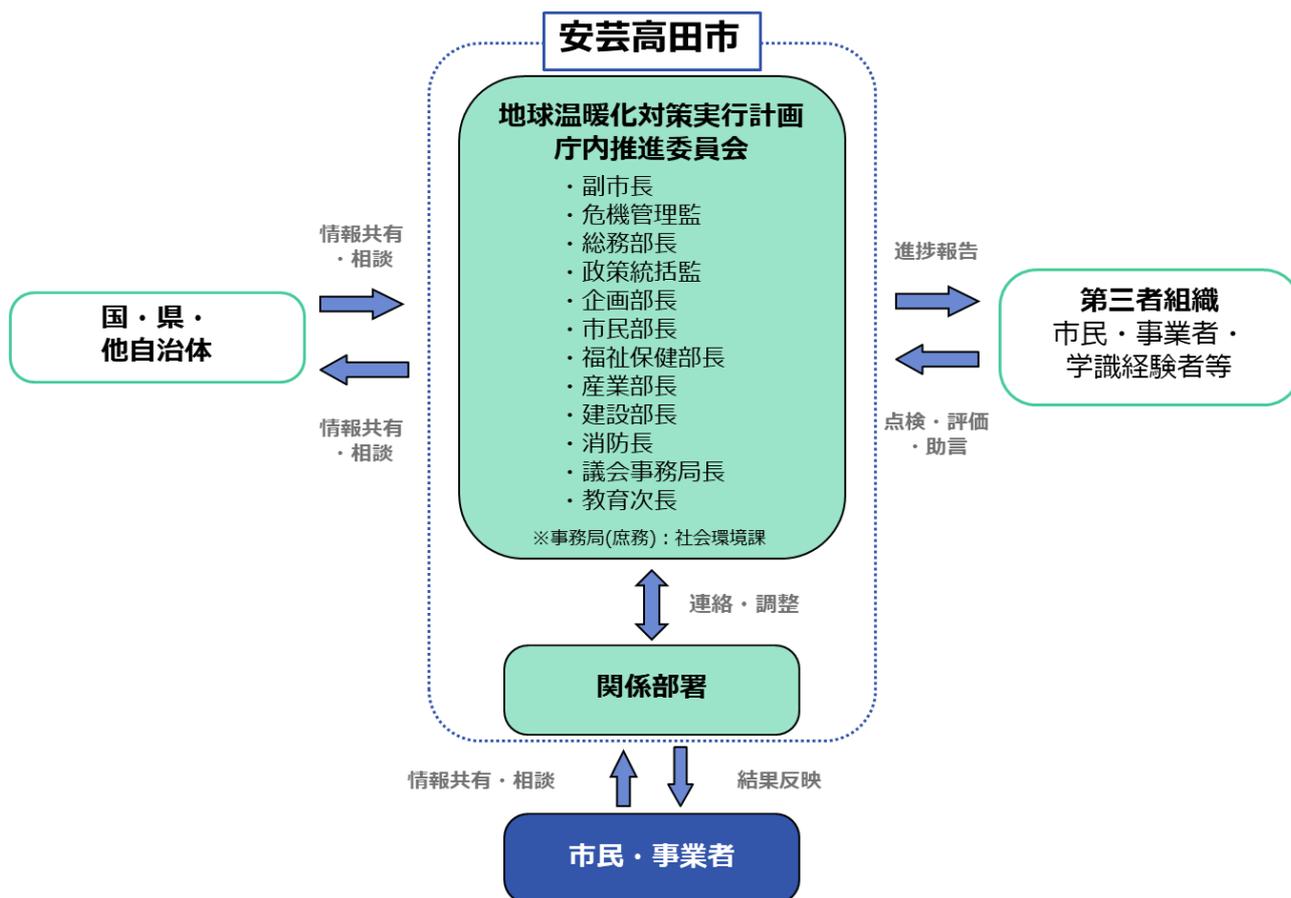


図 6 安芸高田市地球温暖化対策実行計画の推進体制図

## 6.2. 計画の進捗管理

本計画に掲げた目標を達成していくためには、具体的な取り組みを検討するとともに、実際の取り組みがどのように行われているのかを継続的に見守り、必要に応じて施策を改善するなどの進捗管理が重要となります。

本計画期間中は、取り組みの実施状況の確認や実効性確保のため、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA サイクルを実施していくことにより計画の継続的な改善と推進を図ります。

具体的には、地球温暖化対策実行計画庁内推進委員会が「温室効果ガス排出量」や「取り組み状況」及び「市民生活スタイルの現状」等の把握を行い、定期的に計画の進捗状況を確認・検証します。これらの確認・検証に基づき、施策や各主体の役割の見直し、今後実施すべき取り組みや連携体制の検討を行い、施策の実行に繋げていきます。

また、点検・評価結果については安芸高田市ホームページや広報誌等を通じて公表し、実行計画の実施状況について適切に市民・事業者へ報告することで、市民・事業者・行政が同じ方向性をもって実効性の高い計画の遂行を目指します。

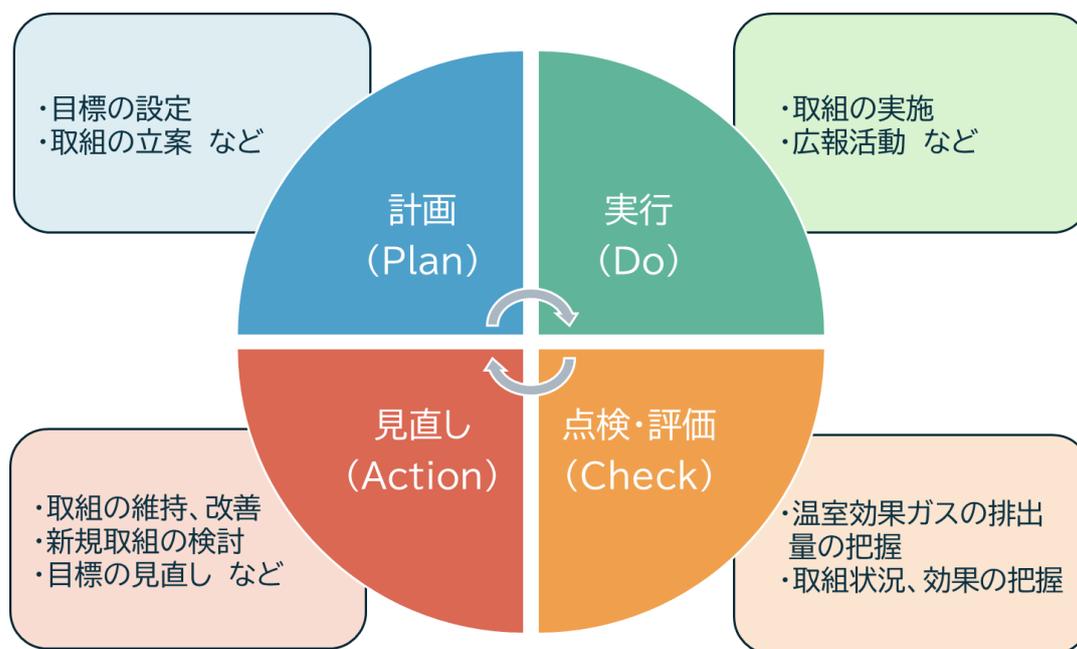


図 7 PDCA サイクル実施イメージ